

令和2年版環境白書

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

第1節 環境に配慮した施策手法の推進

1. 環境影響評価の概要
2. 実施状況

(1) 事業目的

環境影響評価（環境アセスメント）※1は、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業の実施前に環境への影響について調査、予測又は評価を行い、環境の保全について配慮するものです。

環境影響評価の推進は、開発事業等による環境への悪影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくために極めて重要です。

国においては、平成9年に「環境影響評価法」が公布され、平成11年から全面施行されましたが、施行後の状況の変化や施行を通じて明らかとなった課題等に対応するため、平成23年4月に法改正が行われ、平成25年4月1日に全面施行されました。

本県においては、平成9年に制定された「島根県環境基本条例」において環境影響評価の推進が定められたことを契機として、平成11年に「島根県環境影響評価条例」を制定し、法の対象規模未満で一定規模の事業等について環境影響評価を義務付けました。さらに、平成23年の環境影響評価法の改正を踏まえ、平成24年10月に、事業計画の立案段階から、事業の位置・規模等の決定に当たって環境の保全のために配慮すべき事項について検討する計画段階配慮書手続の導入等の条例改正を行いました。

(2) 取組状況

本県において平成30年度に環境影響評価を実施した事業は、4件でした。

環境影響評価の実施状況

対象事業名	三隅発電所2号機建設変更計画	出雲市次期可燃ごみ処理施設整備事業	(仮称) 島根風力発電事業	(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業
対象事業の種類	火力発電所	ごみ処理施設	風力発電所	風力発電所
対象事業の規模	発電所出力 2,000,000kw	処理能力 約200t/日	発電所出力 54,000kw	発電所出力 57,800kw
対象事業実施者	中国電力株式会社	出雲市	合同会社NWE-12インベストメント (合同会社NWE-09インベストメントから事業承継)	株式会社グリーンパワーインベストメント
対象事業実施区域	浜田市	出雲市	浜田市	浜田市、益田市、広島県山県郡北広島町
根拠法令等	環境影響評価法	島根県環境影響評価条例	環境影響評価法	環境影響評価法
進捗状況	平成30年4月26日 評価書公告 環境影響評価手続終了	平成30年6月22日 準備書に対する知事意見通知 平成30年9月12日 評価書公告 環境影響評価手続終了	平成30年7月13日 方法書に対する知事意見通知	平成30年9月25日 配慮書に対する知事意見通知 平成31年3月25日 島根県環境影響評価技術審査会において方法書の審査を実施

※1. 環境影響評価

道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379